

平成27年11月1日
水 道 局

積算基準を改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、下記の積算基準を改定し、平成27年11月1日から適用しました。

- 1 配水管工事積算基準（開削編）
- 2 配水管工事積算基準（小管編）
- 3 配水管工事積算基準（トンネル編）
- 4 水道用機械・電気設備工事積算基準

1から4までの積算基準は、次の場所で閲覧できます。

○都庁第一本庁舎3階 都民情報ルーム

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課技術管理担当

直通 (03) 5320-6352